

平成23年1月14日

各位

会社名 株式会社日本レップ  
代表者名 代表取締役社長 若林 要  
(コード番号:8992 東証マザーズ)  
問合せ先 フィナンシャルコントローラー 橋本 充生  
(TEL. 03-6910-3300)

**支配株主であるマコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディーによる当社の株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ(追加)**

当社の支配株主であるマコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー(Macquarie Goodman Japan Pte. Ltd.)(以下「MGJ」といいます。)は、当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を平成22年10月18日から平成22年12月1日まで実施していましたが(本公開買付けの結果については、平成22年12月2日付「支配株主であるマコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディーによる当社の株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照下さい。)、当社は、MGJから、本公開買付けの結果について、別紙のとおり追加の発表をする旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

MGJによれば、同社は、本公開買付け後の同社の当社普通株式の保有割合、同社以外の当社の株主の当社株式の所有状況や反対されている株主の皆様の状況等に鑑み、当社を完全子会社とするための手続を実施するかどうかについて引き続き検討中であり、また当社との間でこの点につき協議を続けていることから、当社に対する平成23年2月頃を目処とする当社を完全子会社とするための臨時株主総会及び種類株主総会の開催の要請はしないとのことであります。したがって、平成23年2月頃に予定していた臨時株主総会及び種類株主総会は開催されません。

また、MGJによれば、同社は、今後、十分な数の少数株主から当社の完全子会社化に対する同意が得られるなどにより、当社の完全子会社化の手続を進めるにあたって、訴訟等を提起されるなどの法的リスクが同社にとって認容可能なレベルにあるとの判断に至った場合には、当該手続を実施することを企図しているとのことです。

当社は、本公開買付けに賛同し、かつ当社株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議、及びMGJが本公開買付け後に当社の完全子会社化を推進することに合意するとの立場を変更しておらず、取締役会の合意の上で、当社の完全子会社化手続の実施につき、現在、MGJとの間で協議及び検討を進めているところであります。

今後、MGJによる当社の完全子会社化についてMGJ又は当社が何らかの決定を行った場合、その他本件に関する重要な事態の進展があった場合には、直ちに開示いたします。なお、MGJによれば、同社は、本件につき、遅くとも平成23年3月末までに、追加のお知らせを行う予定であるとのことです。

以上

平成 23 年 1 月 14 日

各 位

マッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー

## 株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ(追加)

マッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー（以下「当社」といいます。）は、平成 22 年 10 月 18 日より、株式会社日本レップ（コード番号：8992、東証マザーズ、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、本公開買付けは 12 月 1 日を以って終了いたしました。本公開買付けの結果については、12 月 2 日付プレスリリース「株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（以下「本件プレスリリース」といいます。）記載のとおりです。

当社は、本件プレスリリースにおいて、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した対象者を完全子会社とするための手続を実施するかどうかを検討中であるとしておりました。また、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書において、対象者を完全子会社とするための手続の一部となる対象者の臨時株主総会及び種類株主総会の開催については平成 23 年 2 月頃を目処としている旨記載しておりました。

当社は、本公開買付け後の当社の対象者普通株式の保有割合、当社以外の対象者の株主の皆様を対象者株式の所有状況及び反対されている株主の皆様の状況等に鑑み、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した対象者を完全子会社とするための手続を実施するかどうかについて引き続き検討中であり、また対象者との間でこの点につき協議を続けております。当該協議は現在進行中であるため、対象者に対する平成 23 年 2 月頃を目処とする対象者の臨時株主総会及び種類株主総会の開催の要請はいたしません。

当社は、今後、十分な数の対象者の少数株主の皆様から対象者の完全子会社化に対する同意が得られるなどにより、訴訟等を提起されるなどの法的リスクが当社にとって認容可能なレベルにあるとの判断に至った場合には、当該手続を実施することを企図しております。

今後、当該手続を実施するかどうかに関して決定がなされた場合には、当社又は対象者から速やかに公表いたします。いずれにしましても、本件につきましては、遅くとも平成 23 年 3 月末までに、追加のお知らせを行う予定です。

以 上